

造林事業請負契約書（案）

- 1事業名小川入国有林外 森林環境保全整備事業 木曽1
- 2事業場所長野県木曽郡上松町 小川入国有林 78ろ 林小班外
- 3事業量別紙事業内訳書のとおり。
- 4事業期間契約日の翌日から
令和7年11月28日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり。
- 5請負金額¥――
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥――)
- 6選択条項別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項1号
×	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提出	第4条第1項2号
×	銀行, 発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証	第4条第1項3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払 分の 以内	第35条第1項
×	中間前払金	第35条第4項
○	部分払 1回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

8 特約条項

- (1) 下刈作業の植栽木損傷の損害賠償は、別紙「下刈作業における植栽木損傷の損害賠償」によるものとする。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び 年 月 日に交付した国有林野事業造林請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 長野県木曽郡上松町正島町1-4-1
氏名 分任支出負担行為担当官
木曽森林管理署長 北村大

請負者 住所
氏名

事業内訳

事業名 小川入国有林外 森林環境保全整備事業 木曾1

作業種別数量

作業種別	事業量						備考
	区域面積ha	実行面積ha	距離等		数量等		
下刈	12.84	8.44					箇所は別紙事業内訳書参照
忌避剤塗布（散布）	5.39	5.39			62	kg(ℓ)	
計	18.23	13.83					

森林事務所別数量

森林事務所	区域面積ha	実行面積ha	備考
駒ヶ岳 森林事務所	5.39	5.39	箇所は別紙事業内訳書参照
蓼原 森林事務所	12.84	8.44	
計	18.23	13.83	

事業内訳書

[illegible]

特記仕様書

事業内訳書により個別で事業期間が指定されている作業について、下記期日までに監督職員と調整の上部分完了届等を提出すること。

作業種	提出期限	備考
忌避剤散布(秋)	令和7年11月28日	完了届
下刈	令和7年9月30日	部分完了届

注1: 作業が完了している場合は可能な限り纏めて部分完了届を提出すること。

注2: 契約内容の変更により事業期間が変更された場合は、変更後の事業期間末日までとする。

IV 下刈

- 1 作業区域内の雑草・笹・かん木類の刈払いを行い、植栽木に巻きついたり、つる類は全て取り除く。
- 2 歩道付近の下刈は、刈払物が歩道の利用に支障を及ぼすことのないように処理する
- 3 刈払いに当たっては、植栽木を折損しないように細心の注意を払わなければならない。特に雑草等の繁茂の著しい箇所では、まず、植栽木の付近で丁寧に刈払って苗木の位置を明瞭にしてから、その周辺の刈払いを行う。
- 4 刈幅は、特記仕様書のとおりとする。
- 5 地上立木及び稚幼樹の処置
高木性有用樹の稚幼樹及び残存立木は可能な限り保残する。

特記仕様書

小川入国有林外 森林環境保全整備事業 木曾1

[illegible]

※刈幅の距離は水平距離表示であるので、傾斜角がある場合は実際の距離(斜距離)に直した距離とする。

XVII 忌避剤散布（水和剤）

1 散布区域

散布箇所はビニールテープ等によって標示した区域内とする。

2 使用薬剤及び散布量

（１）使用薬剤は、特記仕様書のとおりとする。

（２）箇所別の散布量は別紙事業内訳書のとおりとする。

3 作業方法

散布方法は噴霧器で樹冠（幹）部全体へ均一に付着するよう散布する。

4 実行上の留意事項

（１）風力が０から３の時に散布を実施し、それ以上の風力の場合は取りやめとする。（風力４とは、砂ぼこりが立ち紙切れが舞い上がり、木の枝が動く状態である。）

（２）降雨が予想される時は、散布を中止する。

（３）強風・降雨時における散布は禁止する。

（４）崩壊危険箇所・河川等に流入しないよう、現地の実態に即した無散布地帯を設けること。

特に、ジラム水和剤の使用に当たっては、人畜毒性は低いものの、魚毒性が高いことから散布液が河川に流入するおそれのあるところでは、流入を防止するために必要な距離を保持するなど配慮する。

（５）局所的に大量散布はしないこと。

5 安全衛生管理

（１）散布に当たっては、保護具等（手袋・マスク等）を確実に着用する。

（２）薬剤を素手で握ったり、皮膚に付着しないようにする。

特に、眼に対する刺激性が強いため、作業中素手で眼を触るなどしないよう留意する。

（３）作業間隔を十分に保ち、風上から風下に向かって散布する。

（４）作業終了後、露出部の水洗いを必ず行う。

特記仕様書

小川入国有林外 森林環境保全整備事業 木曾1

[illegible]

※薬剤散布は、沢筋、崩壊地、崩壊地周囲は無散布とする。
 ※忌避剤塗布対象木は【ヒノキ】とし、植栽後速やかに塗布すること。
 ※水和剤＝原液

※散布幅・無散布の距離は水平距離表示であるので、傾斜角がある場合は実際の距離(斜距離)に直した距離する。

(別紙)

下刈作業における植栽木損傷の損害賠償

1. 下刈作業において、請負者が、損傷した植栽木の損害率が次の許容損傷率を超える場合、発注者は、請負者に対し損害賠償の請求をすることができる。

林齢	1(2)年	2(3)年	3(4)年	4(5)年	5(6)年以上
許容損傷率	5%	4%	3%	2%	1%

(注) ()書きは、秋植及び年度末植箇所其林齢とする。

2. 請負者が負担すべき賠償額は、発注者の定める損害賠償基準により算定した額とする。

3. 損傷した植栽木とは、損傷したことによって翌年度の秋までに健全木と同程度に回復する見込みのないものをいう。

令和7年度 小川入国有林外 森林環境保全整備事業 木曽1 位置図

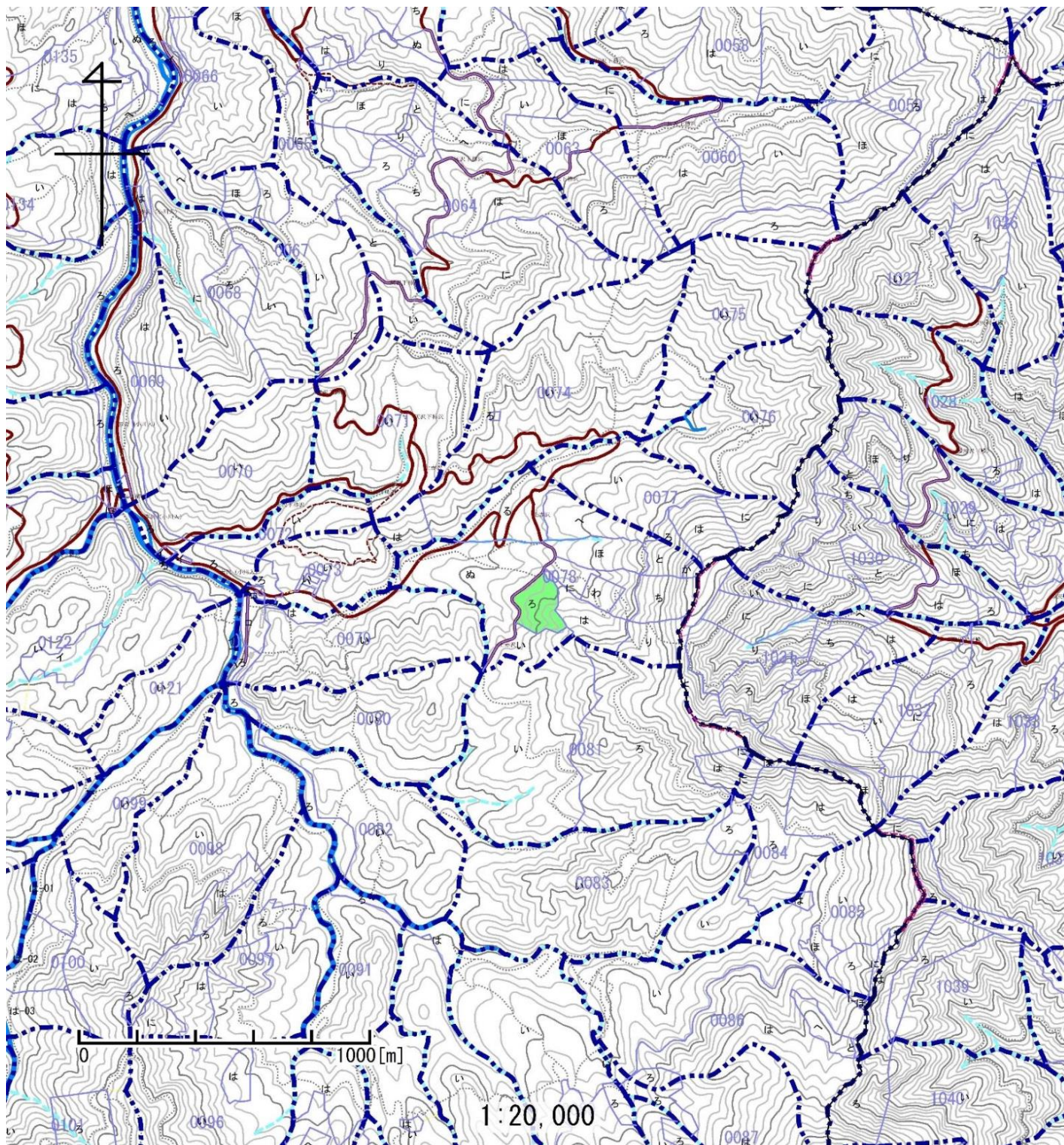
小川入 国有林

林小班	区域	実行	作業種
78ろ	2.86ha	2.86ha	忌避剤散布(秋)

凡例

	忌避剤散布(秋)
	林道

縮尺: 1/20,000



令和7年度 小川入国有林外 森林環境保全整備事業 木曽1 基本図挿入図

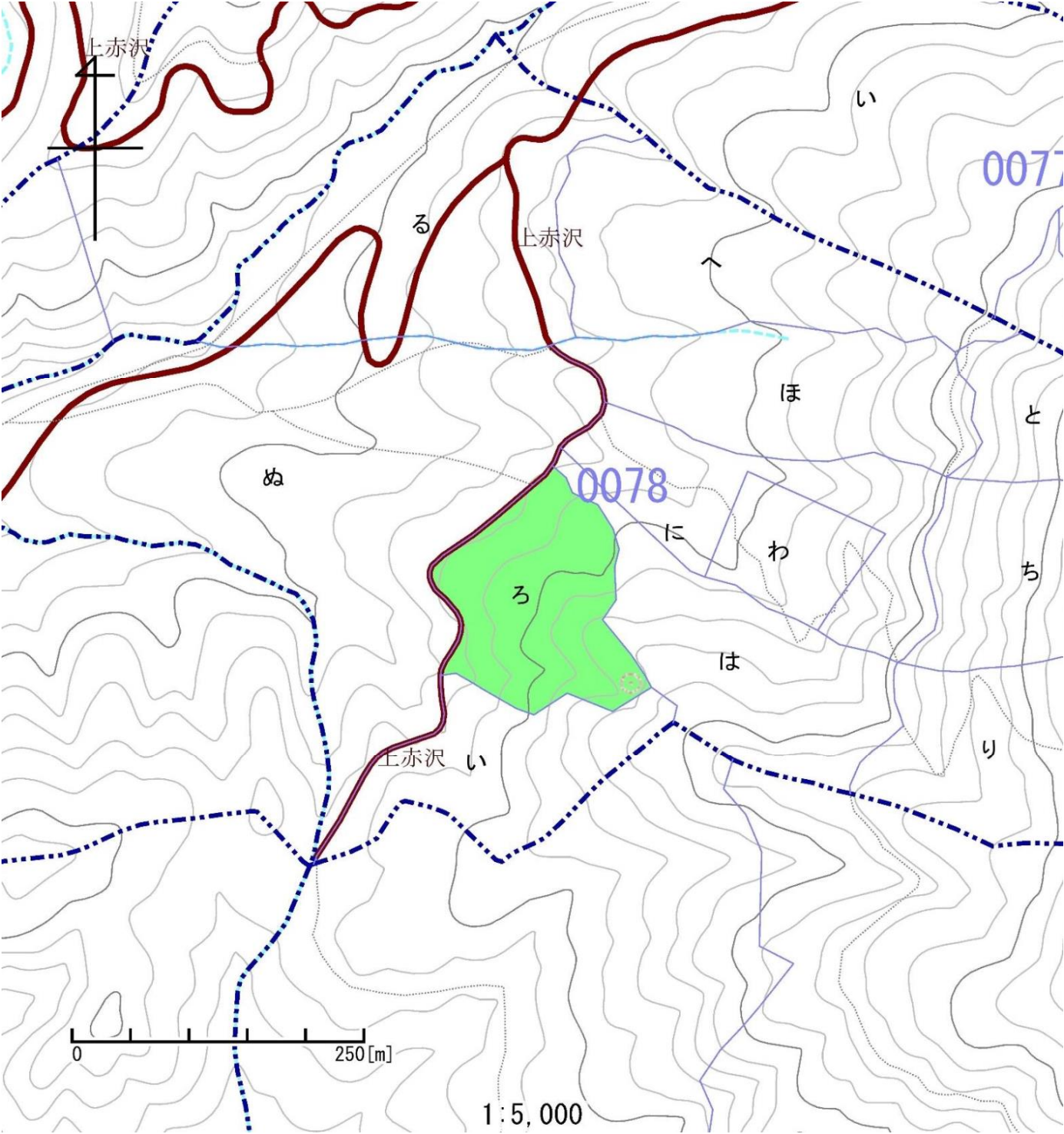
小川入 国有林

林小班	区域	実行	作業種
78ろ	2.86ha	2.86ha	忌避剤散布(秋)

凡例

	忌避剤散布(秋)
	林道

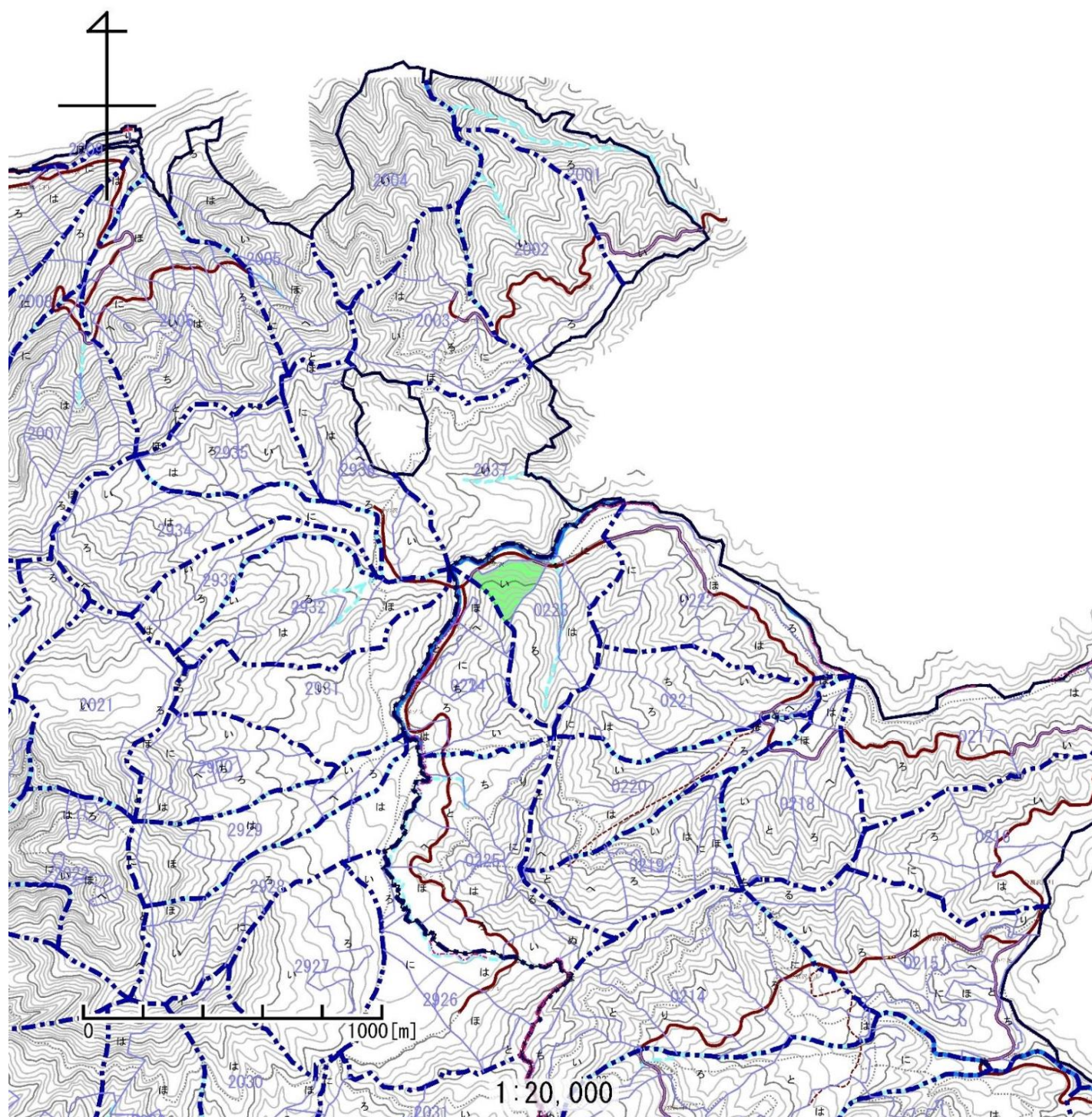
縮尺: 1/5,000



小川入 国有林

凡例

縮尺: 1/20.000



令和7年度 小川入国有林外 森林環境保全整備事業 木曽1 基本図挿入図

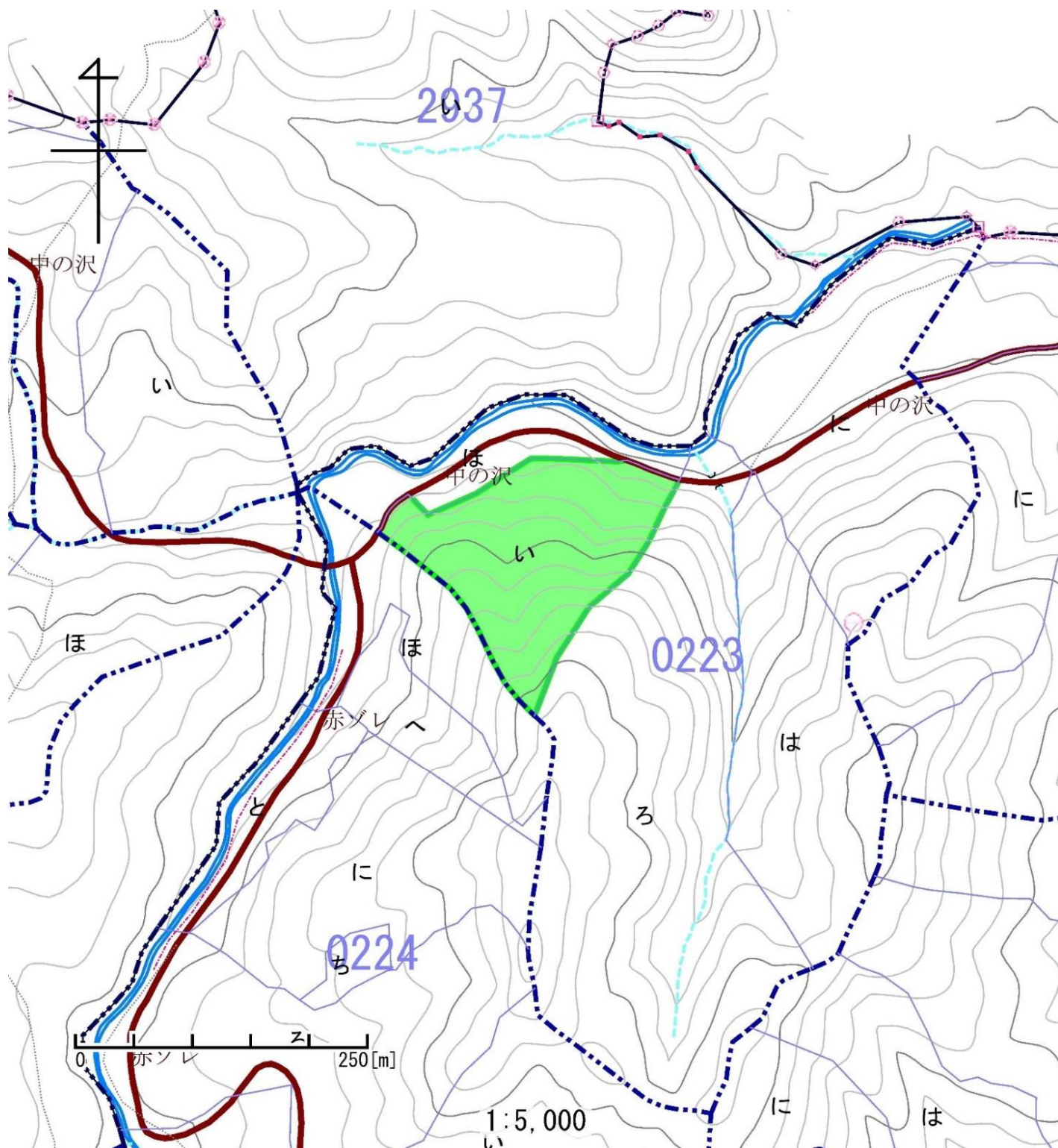
小川入 国有林

林小班	区域	実行	作業種
223い	2.53ha	2.53ha	忌避剤散布(秋)

凡例

	忌避剤散布(秋)
	林道

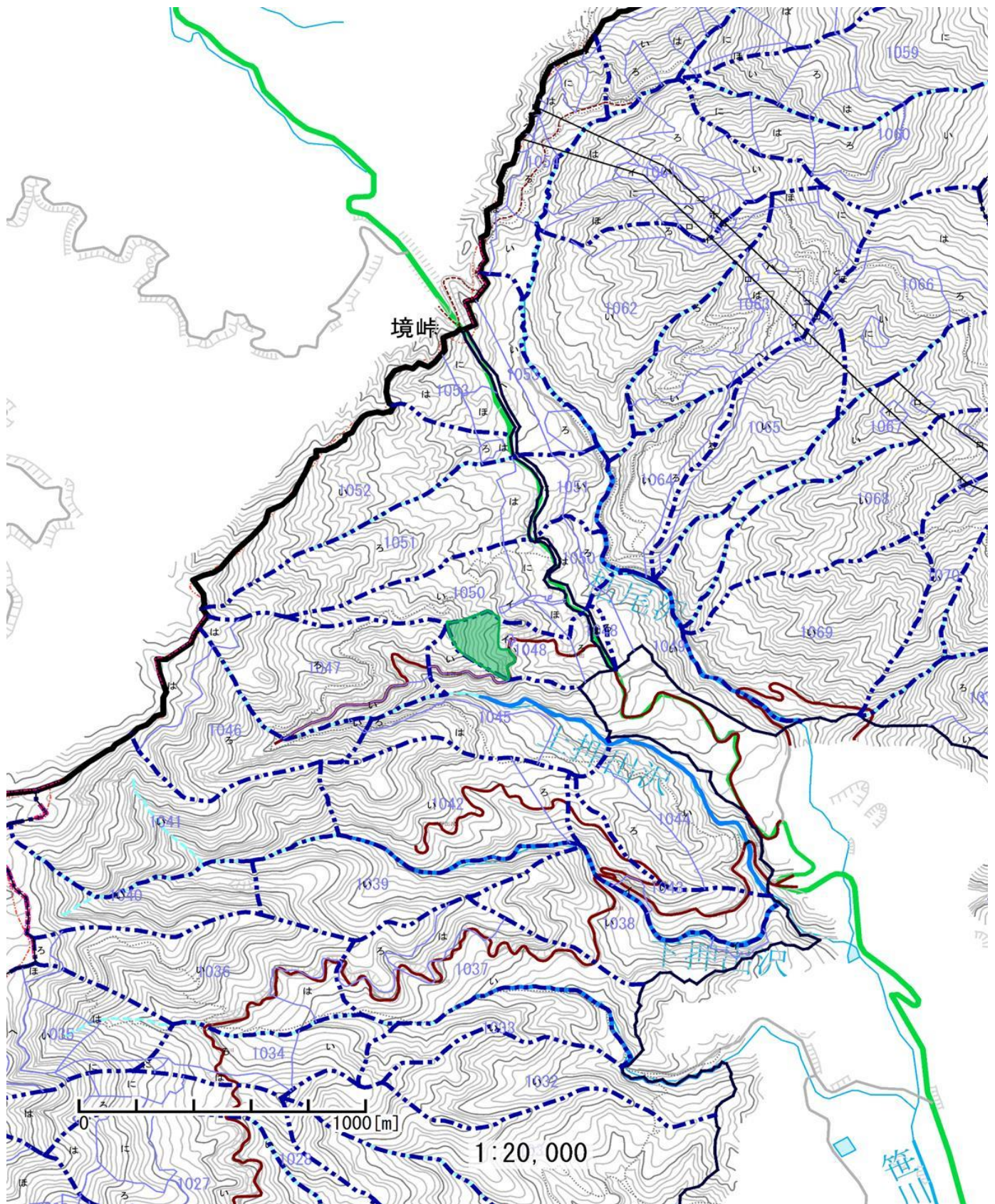
縮尺: 1/5,000



令和7年度 小川入国有林外 森林環境保全整備事業 木曽1 位置図

林小班	区域	实行	作業種
1048い	7.59ha	3.19ha	下刈

	下刈
	林道



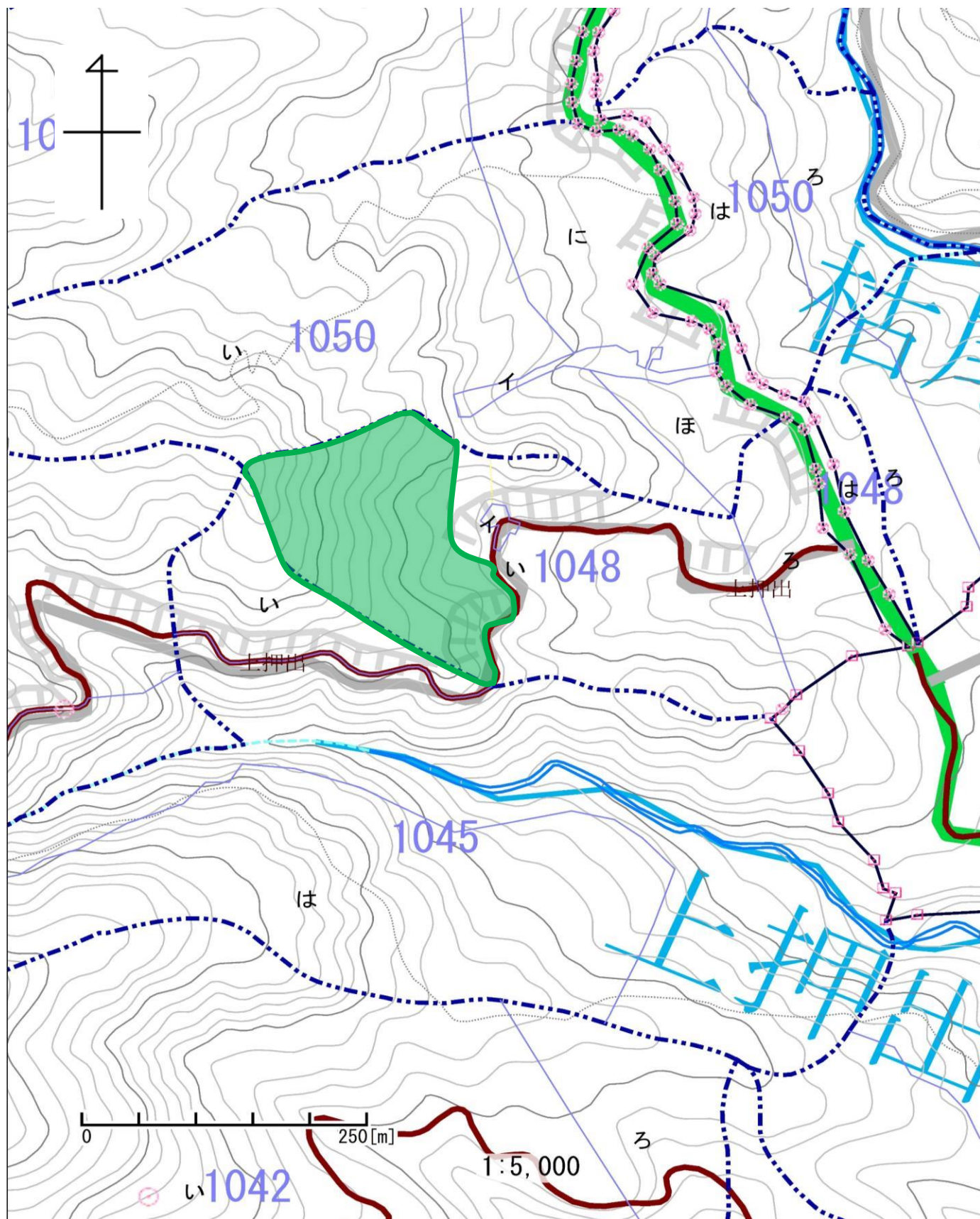
令和7年度 小川入国有林外 森林環境保全整備事業 木曽1 基本図挿入図

小木曽 国有林

林小班	区域	実行	作業種
1048い	7.59ha	3.19ha	下刈

凡例

	下刈
	林道



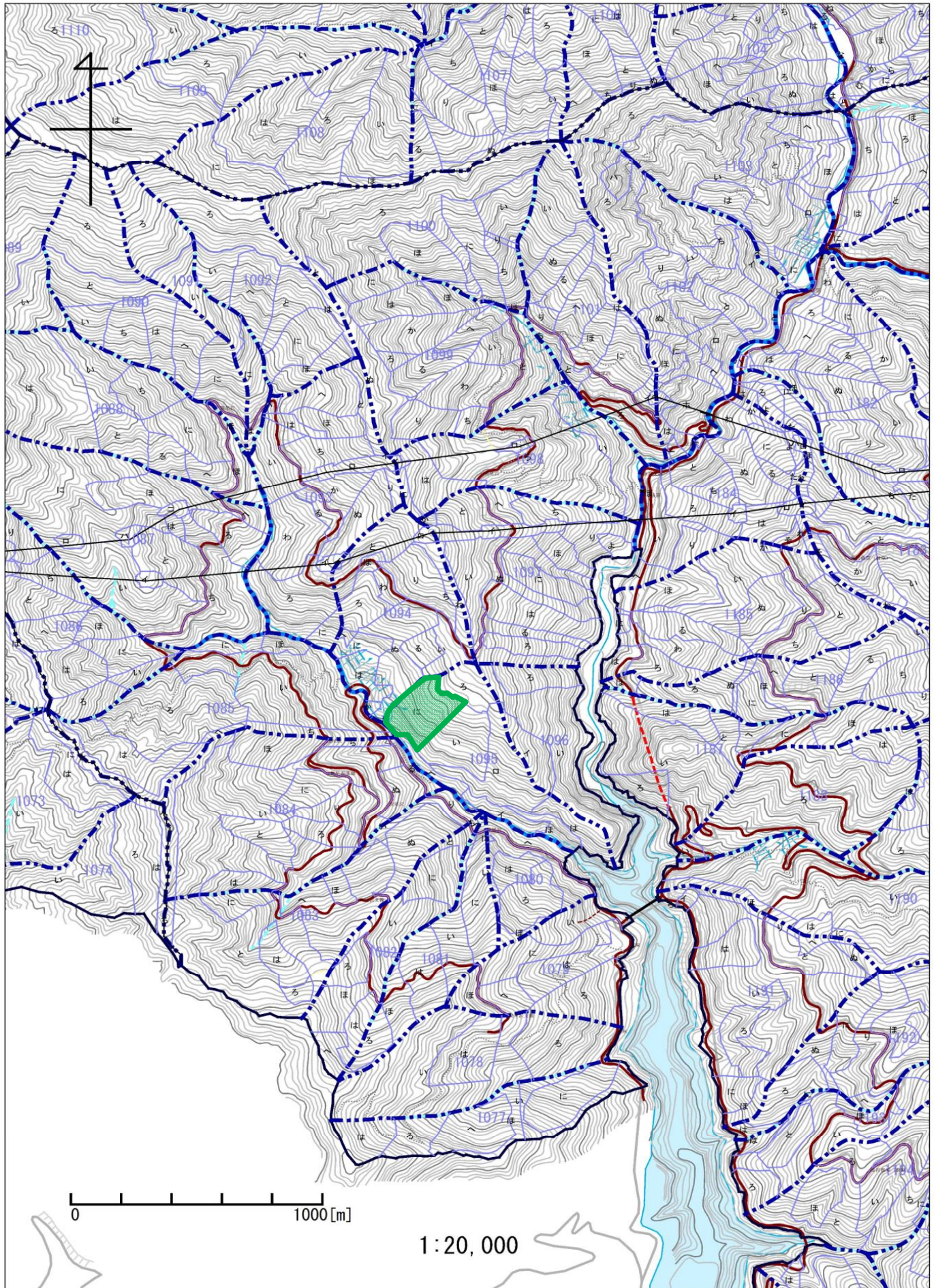
令和7年度 小川入国有林外 森林環境保全整備事業 木曽1 位置図

小木曽 国有林

林小班	区域	実行	作業種
1095に	5.25ha	5.25ha	下刈

凡例

	下刈
	林道



令和7年度 小川入国有林外 森林環境保全整備事業 木曽1 基本図挿入図

小木曽 国有林

林小班	区域	実行	作業種
1095に	5.25ha	5.25ha	下刈

凡例

	下刈
	林道

